

○財務省告示第二百八十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十九年九月二十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年十月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百二十五回、第三百二十七回、第三百二十八回、第三百二十九回、第三百三十回、第三百三十四回及び第三百三十五回）、利付国庫債券（二十年）（第五十八回、第六十一回、第六十四回、第六十五回、第六十八回、第八十四回、第九十二回、第九十七回、第一百零三回、第一百一十一回、第一百三十一回、第一百三十四回、第一百三十八回、第一百四十回）及び利付国庫債券（三十年）（第二回、第七回、第八回及び第九回）

二 発行の根拠 法律及びその
三 振替法の適用
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるとし、その振替機関は日本銀行とする。

四	発行方法	利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
五	募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
六	発行額	額面金額で五千四百七十六億円
七	払込金額	内訳（別表のとおり） 六千四百三億千六百二十九万円
八	最低額面金額	五万円
九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十	発行日	平成二十九年九月二十六日
十一	発行価格	発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額
十二 十三	利率 経過利率 の払込み	$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \times \frac{\left(\frac{100}{100} \right)^{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{\left(\frac{100}{100} \right)^{\text{残存年数}}}$ <p>（別表のとおり） 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。</p>

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券 (第十三年回五)	○・八%	日年平 九成三月二十四	億四 百七十六
利付国庫債券 (第十三年回七)	○・八%	十年平 日十成二月二十四	三十七億 円
利付国庫債券 (第十三年回八)	○・六%	日年平 三成三月二十五	四十億 円
利付国庫債券 (第十三年回九)	○・八%	日年平 九成三月二十五	円百九十二億
利付国庫債券 (第十三年回)	○・八%	日年平 九成三月二十五	円二百三十億
利付国庫債券 (第十三年回三)	○・六%	日年平 三成三月二十六	六千三百六十 億円
利付国庫債券 (第十三年回四)	○・六%	日年平 六成三月二十六	四十一億 円
利付国庫債券 (第十三年回五)	○・五%	日年平 九成三月二十六	億八 百二十九
利付国庫債券 (第十五年回八)	一・九%	日年平 九成三月二十四	億二 百三十五

（（利 回第二付 ）百十国 三）年庫 十）債 四）券	（（利 回第二付 ）百十国 三）年庫 十）債 三）券	（（利 回第二付 ）百十国 三）年庫 十）債 一）券	（（利 回第二付 ）百十国 三）年庫 十）債 回）券	回（（利 ）第二付 ）百十国 二）年庫 十）債 七）券	回（（利 ）第二付 ）百十国 二）年庫 十）債 六）券	（（利 回第二付 ）百十国 八）年庫 十）債 四）回 回）券	（（利 回第二付 ）百十国 八）年庫 十）債 三）回 回）券	（（利 回第二付 ）百十国 六）年庫 十）債 五）回 回）券	（（利 回第二付 ）百十国 六）年庫 十）債 四）回 回）券	（（利 回第二付 ）百十国 六）年庫 十）債 一）回 回）券
一 ・ 八 %	一 ・ 八 %	一 ・ 七 %	一 ・ 八 %	一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %	一 ・ 九 %	一 ・ 九 %	一 ・ 〇 %
日年平 三成 月四 二十 十四	十年平 日十成 二四 月十 十二三	日年平 九成 月四 二十三	日年平 九成 月四 二十三	日年平 三成 月四 二十三	日年平 三成 月四 二十三	十年平 日十成 二三月 十七 二十七	十年平 日十成 二三月 十七 二十七	十年平 日十成 二三月 十五 二十五	日年平 九成 月三 二十五	日年平 三成 月三 二十五
百十三億 円	二億 円	十四億 円	二億 円	八十億 円	二百億 円	十八億 円	五億 円	三十八億 円	円百七十八億	十一億 円

（（利 第三付 九十国 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 八十国 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 七十国 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 二十国 回年庫 ））債 券	（（利 第二付 百十国 四年庫 十））債 回券	（（利 回第二 ）百十 ）三年 十）庫 九）債 券	（（利 回第二 ）百十 ）三年 十）庫 八）債 券	（（利 回第二 ）百十 ）三年 十）庫 五）債 券
一 ・ 四 %	一 ・ 八 %	二 ・ 三 %	二 ・ 四 %	一 ・ 七 %	一 ・ 六 %	一 ・ 五 %	一 ・ 七 %
十年平 日十成 二四 月十 二四	十年平 日二十 成日一 四 月十 二四	日年平 五成 月四 二十四	日年平 二成 月四 二十二	日年平 九成 月四 二十四	日年平 六成 月四 二十四	日年平 六成 月四 二十四	日年平 三成 月四 二十四
七 十 九 億 円	五 十 億 円	六 十 五 億 円	二 十 二 億 円	十 五 億 円	億八 円百 六 十六	億二 円百 五 十三	十 九 億 円